

主要記事の要旨

日本・EU関係の進展と課題 — 経済・通商分野を中心に —

岩城成幸

- ① 日本とEU（欧州連合）の関係は、現在、「問題がないことが問題」と言われるほど良好である。しかし、過去50年の日本・EU/EC（欧州共同体）関係を振り返ってみると、貿易摩擦の時期がかなり長く続いた。特に、1970年代半ばから1990年代前半にかけての時期は、貿易摩擦が深刻であった。
- ② 貿易不均衡問題が、政治問題化するきっかけとなったのは、1976（昭和51）年10月の経団連「土光訪欧ミッション」であった。土光ミッションは欧州各地で、貿易不均衡に対する厳しい批判を浴びるとともに、早急な対応を迫られた。1979（昭和54）年には、日本人を「ウサギ小屋に住む仕事中毒」と揶揄したECの内部文書が暴露された。
- ③ 1980年代初頭には、フランス市場で、日本製ビデオ・テープ・レコーダー（VTR）が締め出される（「ポワチュの戦い」）など、貿易摩擦問題が再燃した。EC側から輸出自主規制や市場開放を強く求められた我が国は、日本経済の構造を輸出主導型から内需主導型へと転換していく決意（「前川レポート」）を、内外に示した。
- ④ 1990年代に入ると、冷戦構造の崩壊や「平成デフレ」に伴う構造調整の進展等もあって、激しかった対EU貿易摩擦問題にも、変化が現れた。1991年7月の「日本・EC共同宣言」（ハーグ宣言）は、日欧が対等のパートナーとして、経済面だけでなく、政治、社会、文化、科学技術等の面も含めて、多角的な協力関係を構築していくことを呼びかけたものであり、その後の新しい日本・EU関係のスタート台となった。日欧貿易摩擦が深刻であった1980年代にあっては、とても、貿易・経済問題以外の分野での関係強化や、対話の活性化を、日本側から呼びかけうる雰囲気ではなかった。
- ⑤ 21世紀に入る頃から、日本・EU関係にも新たな変化が認められるようになった。2001（平成13）年には、今後10年の日欧協力の基本方針を定めた「日本・EU協力のための行動計画」が採択された。ただ、貿易不均衡問題が完全に解決されたというわけではない。
- ⑥ 日本とEUの間には、いくつもの対話のチャンネルが設けられている。その1つが「日本・EU議員会議」である。同会議は、貿易摩擦が深刻化していた1978（昭和53）年に、日本の国会と欧州議会が、両国間の懸案事項等について、定期的に協議するために設けられたものである。今年で28回目を迎えた同会議では、日欧協力、経済・貿易問題、政治情勢、外交・安全保障、教育、科学技術等、多方面のテーマが議論されてきた。
- ⑦ 現在、日本・EU関係は良好であるが、懸案事項がないというわけではない。例えば、対中国武器輸出解禁問題、新たな化学物質規制（REACH規制）、独占禁止法の適用強化、国際会計基準問題、死刑廃止問題等が挙げられる。

主要記事の要旨

被災者の生活再建支援をめぐる論議と立法の経緯

八木 寿明

- ① わが国は非常に災害が多く、被災者の救済は、古来政治の重要課題であり、主として当座の食料や避難所の提供などを中心に行われてきた。高度経済成長期以降においては、生活水準の向上、住宅事情の改善、物流機構の整備、核家族化と高齢化の進展に伴う高齢者世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、被災者救済のための公的な支援策も、現物給付中心から金銭給付併用に移行するなど、被災者にとって選択が可能な方法に改善されてきた。
- ② これは、大きな災害が発生するたびに、被災地の復興と被災者に対する有効な支援のあり方について、繰り返し国会で論議され、災害対策基本法、災害弔慰金の支給等に関する法律、被災者生活再建支援法などの多くの法律や制度が設けられてきたことによるものである。
- ③ 被災者の生活再建支援のあり方をめぐっては、「個人補償」の可否についての論議が行われてきた。憲法第29条に定める私有財産制の下で、災害によりその財産に損害を被った個人に対して、国や地方公共団体が、何らかの補償あるいは支援をすることが、憲法の理念に照らして可能か否かの議論である。
- ④ このような論議を経て、平成10年に制定された被災者生活再建支援法は、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に、生活再建支援金及び居住安定支援金を支給することにより、既に多くの被災者の生活再建に役立てられている。
- ⑤ 他方、同法については、被災地の地方公共団体や被災者などから、支給対象となる災害と被災者の拡大、支援金の用途制限の緩和、申請・給付手続きの簡素化など多くの改善要望が出されている。また、地方公共団体では、同法を補完するため、地域の実情を踏まえた多様な独自支援策を実施している。
- ⑥ 平成16年の被災者生活再建支援法の改正にあたっては、「4年後の見直しと総合的検討の実施」が附帯決議された。そして、第168回国会には、同法の改正案が、民主党からは参議院に、また、自民党及び公明党からは衆議院に、それぞれ提出されている。
- ⑦ 国民一人ひとりの自助、共助と公的支援の役割分担、税金を財源とした支援の実施可能な範囲、被災者間の公平性の確保など、従来から議論されてきた論点にも留意しつつ、被災者の生活再建に真に有効な制度の実現に向けた見直しを期待したい。
- ⑧ 本稿は、被災者の救済、とりわけ生活再建、住宅再建への公的支援のあり方をめぐる国会での論議を中心に、その経緯と支援策の変遷を取りまとめたものである。

中国の宇宙活動について

富 窪 高 志

- ① 中国の運搬ロケットをはじめとする宇宙技術については、日本との比較において優れているわけではないともいわれる。しかし、国家政策に沿った一貫した中国の宇宙活動を評価する見方もある。中国の宇宙白書では、「国の要請に応えることによって国の意思を体现する」とも記述されており、政治・外交とも深い関係があると思われる。本稿では中国の宇宙活動全般を概観する。
- ② 2006年に発表された宇宙白書では、中国の宇宙活動は、国の要請に応えることで国の意思を体现すること、経済力、科学技術力、そして国防力、民族の凝集力の強化に資するものとして、長期的、安定的な発展を図るとされる。また、宇宙技術の発展を牽引役として高度技術や産業の発展を図ること、国際的協力関係の強化等が述べられている。
- ③ 2006年から開始されている「第11次5か年計画中における宇宙科学発展計画」では、有人飛行については、この5年以内にランデブーとドッキング技術の発展、無人宇宙実験室の打ち上げを行うとし、月探査については、2007年内に月探査衛星“嫦娥”を打ち上げ、2012年頃には探査機の軟着陸、2017年には月のサンプルを載せたカプセルの回収を目指す とされる。
- ④ 中国の宇宙活動は旧ソ連の援助を受けながら、ミサイル開発と密接な関係のもとで進められてきた。1980年代に入ると、先端技術の面で世界的なレベルに追いつこうという「863計画」が始動し、宇宙技術、宇宙活動もその一環として取り込まれることになった。1991年には、中国共産党中央に対して、最終目標を有人宇宙ステーションの構築とする計画案が示され、1992年9月21日に承認された。この「921計画」によって、中国の有人飛行計画はスタートした。
- ⑤ 中国の宇宙活動の政策、企画は、国防科学技術工業委員会が主導しているが、軍との深い関係、特に中国人民解放軍総装備部の関わりが指摘される。
ロケットや衛星等の宇宙関連技術の研究から開発・生産までを一貫して行うのが、国営の中国航天科技集团公司と中国航天科工集团公司である。研究院を始めとする多くの機関を傘下に置いている。
- ⑥ 長征型ロケットは、1970年の最初の打ち上げ成功以来、既に100回以上の打ち上げ実績がある。しかし、衛星等の搭載能力、推進力等の打ち上げ能力において、世界の他のロケットと比較して劣っている点が多く、次世代ロケットの開発が開始された。
国際商用衛星市場への参入は1990年代からであるが、現在のシェアは大きくない。しかし、エネルギーの確保を目的とした国家政策を背景に、ナイジェリア、ベネズエラなどの衛星打ち上げを実現あるいは予定している。
中国は、リモートセンシング、測位、通信・放送、気象観測、資源探査、科学実験等、多様な目的と機能を備えた衛星群を擁している。一部、軍事衛星も含まれている。
- ⑦ 2007年1月の、衛星破壊兵器による衛星破壊は、宇宙の平和的利用と宇宙環境の両面で世界に大きな衝撃を与えた。今後の中国の出方によってはさらなる緊張を引き起こすことも想定され、中国の動向が注目される。

家計資産の現状とその格差

小 池 拓 自

- ① マクロ統計では、日本の家計が保有する資産は、平成17年末で、2,547兆円（金融資産1,549兆円、非金融資産998兆円）となっている。また、総資産から負債を差し引いた家計の純資産は、2,166兆円となっている。
- ② マクロ統計の「家計資産2,500兆円」や「家計金融資産1,500兆円」を扱う場合には、家計の範囲、対象とする資産の種類、家計セクター内の偏在、などに注意を払うことが求められる。
- ③ 資産の分布状況を見るには、家計にアンケートを行う標本調査が必要となる。日本においては、標本数が大きく、家計の収入・支出及び貯蓄・負債について、（住宅・宅地を含めて）総合的に調査している点で、総務省「全国消費実態調査」が最も基本的なデータである。ただし、この調査は5年毎であるため、近年の資産格差の動向を分析することは出来ない。本稿は、金融資産に限定されるものの、最近の動向について、総務省「家計調査（貯蓄・負債編）」を用いて、資産格差を分析した。
- ④ 総務省の報告や先行研究によれば、バブル崩壊後の不動産価格の下落によって、家計の保有する非金融資産の格差は、大幅に縮小した。この間、金融資産の格差は、ほぼ横ばいであった。
- ⑤ 金融資産の格差は、時価変動の影響もあって、足元では、やや拡大する兆しがある。貯蓄ゼロ世帯が急増したとする調査もあるが、他の調査からは、危機的な事態とは言えない。所得格差の動向や、不動産価格と株価の動向によっては、今後、家計の保有する資産の格差は拡大していく可能性がある。ただし、日本の家計の資産格差の水準は、米英と比較すれば緩やかなものである。
- ⑥ 資産格差を過度に問題視して、極端な是正策を取ることは、「究極の結果の平等」を求めることであり、自由経済の原則からは、受け入れ難いであろう。ただし、機会の平等や勤労意欲そのものを阻害するほどの格差であれば、その是正は必要となる。また、貯蓄がゼロあるいは極めて少ない家計が増加することは、失業や病気などのリスクに脆弱な家計が増えることであり、社会の安定の観点から、注意を払うべき問題である。
- ⑦ 金融所得の分離課税、証券優遇税制、相続税などの制度設計にあたっては、社会の活力や安定を損なうような資産格差が生じていないかについても、目配りをするのが求められる。

フランスにおける少子化と政策対応

柳 沢 房 子

- ① 1990年の「1.57ショック」以降、日本では「エンゼルプラン」他の少子化対策が展開されてきた。しかし出生率低下は止まっていない。海外の先進国でも、1970年・80年代にかけて出生率は低下傾向となった。その中でフランスは、出生率上昇政策をとることを表明しており、2006年には2.0に達して、少子化対策のモデル国として注目されている。
- ② フランスの家族政策の歴史的な端緒であり、現在でも政策の中核は、子育て支援の家族給付制度である。19世紀末に一部の企業で始まった労働者への家族手当が、業種や地域を通じて全国に普及し、1932年には法制化された。当時の急激な少子化への危機感を背景に、手当の対象は労働者以外にも拡大し、第二次大戦後に構築されたフランス社会保障制度の中では、最も充実した全国民的な制度となった。その後、給付は多様化し、国民の大多数に支持されている政策である。特に低所得層やひとり親に対して、給付は大きな経済的支援であり、家族給付を含む社会保障給付・税制の再分配効果は高い。
- ③ 家族政策を所掌しているのは労働・社会関係・連帯大臣であるが、フランスの特徴として、行政府、立法府、関係団体、自治体、労使代表などから構成される「全国家族会議」が毎年開催され、家族政策の決定・遂行に大きな役割を果たしていることがあげられる。
- ④ フランスの所得への課税は、家族を単位とし、子どもの数が多いほど有利なN分N乗方式をとっている。同じ所得の場合、家族が多いほど税負担が緩和される効果を生む。
- ⑤ 育児休業は1977年に導入後、所得保障やパートタイム型休業などの条件整備が進んだ。2002年には2週間の有給の父親休暇も導入された。女性の育児休業取得率は1/2から1/3で、男性は、父親休暇は取得するが（被用者の8割）、育児休業の取得者は1/100である。
- ⑥ フランスでは幼児教育も早くから充実させてきた。3歳以降はほぼ100%が保育学校に就学する。母親の就業に問題となる3歳未満児の保育では、2005年時点で4割強が保育サービスを受けている。2/3は保育ママによる在宅保育であるが、親の要望も強く、経済的にも低負担の集団保育所の増設が、現在の家族政策の重点である。給付、税制、休業、保育と多面的で充実した家族政策は、社会階層による出生率格差を縮小する効果もある。
- ⑦ 出生率の上昇を目的として、伝統的な家族に対する経済的支援策として出発したフランスの家族政策は、市民がその生活のあり方を自由に選択することを支援する、両立支援型に転換してきた。現在は、両立が最も困難な乳幼児養育の時期の支援のために、保育が家族政策の重点に置かれている。労働と生活の調和は少子化にも高齢化にも必要な対策であるということは、フランスのみならず、ヨーロッパ全体での共通認識ともなっている。

リビアに対する経済制裁とその帰結

川 西 晶 大

- ① 2006年からの対北朝鮮国連制裁の参考例として、1992年から始まった対リビア国連制裁があげられる。この制裁は、リビアが支援したテロ行為に関して行われたものである。
- ② リビアは、1970年代からテロ行為の支援を行ってきたと見られており、1980年代にはフレッチャー事件、ベルリン・ディスコ事件など多くの事件を引き起こした。1988年と1989年には、航空機の爆破に関与し、そのことが国連制裁の原因となった。また、その一方で、大量破壊兵器開発も行っていた。
- ③ 航空機爆破に関する米英仏の要求にリビアが応じなかったことが、国連制裁の理由となった。制裁の履行は、当初順調に行われたが、長期化するにつれて、近隣諸国から徐々に侵害事例が増え始めた。アフリカ統一機構などの要求もあり、1998年には条件付きで制裁を停止する決議が採択され、翌年に制裁が停止された。その後、補償交渉などを経て、2003年には制裁が終了した。
- ④ アメリカ及び欧州各国は、それぞれ国連制裁以前から独自に制裁を行っていた。アメリカの独自制裁は、国連制裁終了後の2006年まで続いた。欧州連合による制裁は2004年に解除された。リビアの関与によるテロ被害を受けた各国は、制裁解除までの過程でそれぞれ一定の補償を得た。
- ⑤ リビア制裁が「成功」した要因に関しては、強制外交の理論に立ち、比例性、相互性、強制の信頼性のバランスがとれたことが要因であったとの分析がなされている。また、個別要因として、アメリカ国内の圧力が有用であったとの説や、指導者個人の特性による部分もあるとの説、リビア側が国際規範を有効に利用したとの説などがある。また、アメリカ以外の国から見た場合には、異なる分析が可能になると考えられる。
- ⑥ これらの要因を分析する限り、リビア制裁の事例が、北朝鮮やイランなどの事例にそのまま適用可能ということはないと言われている。しかし、制裁のライフサイクルの見極めなど、リビア制裁の事例の中から参考にすべき点は、なお多いと考えられる。

軍事情報包括保護協定(GSOMIA)の比較分析

福 好 昌 治

- ① 米国はオーストラリア、フランス、イスラエル、インド等、六十数か国とGSOMIAを締結していると言われているが、そのすべてが公開されているわけではない。
- ② GSOMIAというのは、米国が各国と結んでいる秘密軍事情報の保護に関する二国間協定の総称である。GSOMIAは互換的な協定であり、米国から相手国に提供される秘密軍事情報だけでなく、米国へ提供される秘密軍事情報も保護の対象になる。
- ③ このうちオーストラリアやインドとのGSOMIAは比較的詳細な内容になっているが、その他の国とのGSOMIAは比較的簡素な内容になっている。
- ④ 各国のGSOMIAに共通する主な内容は以下のとおりである。
 - ・ 受領国は提供国の承認なしに、提供される秘密軍事情報を第三国に提供しない。
 - ・ 受領国は提供された情報に対して、提供国と同等の保護措置をとる。
 - ・ 受領国は提供国の承認なしに、提供された情報を本来の目的以外に使用しない。
 - ・ 受領国は提供された情報に含まれる特許権、著作権、企業秘密等の私権を尊重する。
 - ・ 提供される情報には、文書、口頭で伝達される情報、映像等あらゆるものが含まれる。
 - ・ 秘密情報の伝達は政府間のチャンネルで行う。
 - ・ 契約企業とその施設も、秘密軍事情報取扱資格（セキュリティ・クリアランス）を取得しなければならない。
 - ・ 提供国は受領国の秘密保護措置を査察するため、受領国の施設を定期的に訪問できる。
- ⑤ オーストラリアやインドとのGSOMIAには、個人に対するセキュリティ・クリアランスの規定があるが、その他の国とのGSOMIAには、そのような規定はない。一方の締約国が秘密軍事情報の保護に関する法令を改正した場合、すみやかに相手国に通知して、GSOMIAの改正について協議する、という条項の有無も相違点である。
- ⑥ 日米両政府は2007年8月に、GSOMIAを締結した。その背景には、日米軍事協力の進展や日米防衛企業の協力の進展がある。
- ⑦ 我が国とのGSOMIAは、オーストラリアやインドと同じくらい詳細な内容になっている。特に論点となる可能性のある条項は第7条と第18条、すなわち政府職員や契約企業従業員の秘密軍事情報取扱資格をどのような方法で付与するか、という問題である。現在の我が国の秘密軍事情報保護法制には、秘密軍事情報取扱資格の付与に関する規定はない。また、将来的には、罰則の強化も課題になるかもしれない。